

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
第二 引用通達一覧表				第二 引用通達一覧表			
日付	記号番号	件名	提要引用項目	日付	記号番号	件名	提要引用項目
昭和 41. 8. 22	徴徴 4-13 ほか 5 課共同	国税徴収法基本通達の全文改正について	2	昭和 41. 8. 22	徴徴 4-13 ほか 5 課共同	国税徴収法基本通達の全文改正について	2
昭和 45. 8. 19	徴徴 4-10	破産宣告後の滞納処分に関する取扱いについて	9 の(2)	昭和 45. 8. 19	徴徴 4-10	破産宣告後の滞納処分に関する取扱いについて	9 の(2)
昭和 45. 6. 24	徴管 2-43 ほか 9 課共同	国税通則法基本通達（徴収部関係）の制定について	16	昭和 45. 6. 24	徴管 2-43 ほか 9 課共同	国税通則法基本通達（徴収部関係）の制定について	16
昭和 31. 1. 8	徴徴 2-3 ほか 2 課共同	公売財産の見積価格評定基準について	27	昭和 31. 1. 8	徴徴 2-3 ほか 2 課共同	公売財産の見積価格評定基準について	27
昭和 43. 10. 18	徴徴 2-28 ほか 5 課共同	換価事務提要の制定について	30	昭和 43. 10. 18	徴徴 2-28 ほか 5 課共同	換価事務提要の制定について	30
<u>平成 21. 6. 3</u>	<u>徴管 2-20</u> ほか 14 課共同	<u>「管理運営事務提要」の制定について（事務運営指針）</u>	40	<u>昭和 35. 2. 6</u>	<u>徴管 2-12</u> ほか 8 課共同	<u>「国税徴収法」の改正にともなう管理事務の処理要領について</u>	40
昭和 42. 3. 20	徴徴 4-2	商法等の一部改正に伴う徴収事務の取扱いについて	71 の(2)	昭和 42. 3. 20	徴徴 4-2	商法等の一部改正に伴う徴収事務の取扱いについて	71 の(2)
昭和 45. 4. 23	徴徴 4-8 ほか 2 課共同	国税通則法の一部改正に伴う徴収関係事務（不服審査関係）の暫定的取扱いについて	第 3 編 2	昭和 45. 4. 23	徴徴 4-8 ほか 2 課共同	国税通則法の一部改正に伴う徴収関係事務（不服審査関係）の暫定的取扱いについて	第 3 編 2

改正後

第三 省略用語一覧表

索引	省略用語	省略された用語	提要引用項目
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
か	○ 会社 課されるべき国税等	合名会社又は合資会社 法人に課せられるべき、又はその 法人が納付すべき国税	53 の(1) 61 の(2)
	○ 株式等	株式又は出資	71 の(1)
	○ 換価	換価(金銭による取立ての方法に より換価する場合を除く。)	19 の(1)
	換価事務提要	昭和 43. 10. 18 付徴徴 2-28 ほか 5 課共同「換価事務提要の制定につい て」通達別冊	30
	<u>管理運営事務提要</u>	<u>平成 21. 6. 3 付徴管 2-20 ほか 14 課共同『「管理運営事務提要」の制定 について」(事務運営指針)</u>	40
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

改正前

第三 省略用語一覧表

索引	省略用語	省略された用語	提要引用項目
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
か	○ 会社 課されるべき国税等	合名会社又は合資会社 法人に課せられるべき、又はその 法人が納付すべき国税	53 の(1) 61 の(2)
	○ 株式等	株式又は出資	71 の(1)
	○ 換価	換価(金銭による取立ての方法に より換価する場合を除く。)	19 の(1)
	換価事務提要	昭和 43. 10. 18 付徴徴 2-28 ほか 5 課共同「換価事務提要の制定につい て」通達別冊	30
	<u>管理事務の処理要領</u>	<u>昭和 35. 2. 6 付徴管 2-12 ほか 8 課 共同『「国税徴収法」の改正にともな う管理事務の処理要領の制定につい て」通達の別冊</u>	40
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

改正後

第二次納税義務関係事務提要主要項目別目次

第1編 通則

第1章 (省略)

第2章 徴収の手続

第1節 納付の告知

37・38 (省略)

39 納付通知書等の管理運営担当部門への回付

40～42 (省略)

第2節～第6節 (省略)

第7節 第二次納税義務者の履行があった場合

50 第二次納税義務者の履行があった場合の管理運営担当部門への連絡等

第8節 (省略)

第2編 (省略)

第3編 (省略)

改正前

第二次納税義務関係事務提要主要項目別目次

第1編 通則

第1章 (同左)

第2章 徴収の手続

第1節 納付の告知

37・38 (同左)

39 納付通知書等の管理担当部門への回付

40～42 (同左)

第2節～第6節 (同左)

第7節 第二次納税義務者の履行があった場合

50 第二次納税義務者の履行があった場合の管理担当部門への連絡等

第8節 (同左)

第2編 (同左)

第3編 (同左)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1編 通則</p> <p style="text-align: center;">第1章 通則的事項 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 徴収の手続</p> <p style="text-align: center;">第1節 納付の告知</p> <p>(省略)</p> <p>(納付通知書等の<u>管理運営担当部門</u>への回付)</p> <p>39. 「納税通知決議書」により決裁を了したときは、直ちに納付通知書等を<u>管理運営担当部門</u>へ回付する。</p> <p>なお、第二次納税義務者について繰上請求をするときは、直接徴収担当部門において納付通知書の交付送達を考慮するものとする。</p> <p>(納付通知決議書の整理)</p> <p>40. <u>管理運営担当部門</u>において所要の整理を了した場合には、納付通知決議書を徴収担当部門に返付することになっているが(平成21.6.3付徴管2-20ほか14課共同『<u>管理運営事務提要</u>』の制定について)(事務運営指針)(以下「<u>管理運営事務提要</u>」という。)(事務手続篇)第4編第5章第6節第4の5の(1)の(ホ)、この返付を受けたときは、主たる納税者の滞納処分票等その関係書類の次に編てつしておくものとする。</p> <p>(納付通知書による告知をした後に成立要件となった事実に変更があった場合の処理)</p> <p>41. (省略)</p> <p>(「徴収しようとする金額」に変更を生じた場合の処理)</p> <p>42. 納付通知書による告知をした後に、「徴収しようとする金額」に変更を生じた場合には、次により処理するものとする。</p> <p>(1) 税額を減少させる更正等又は主たる納税者による納付等、第二次納税義</p>	<p style="text-align: center;">第1編 通則</p> <p style="text-align: center;">第1章 通則的事項 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第2章 徴収の手続</p> <p style="text-align: center;">第1節 納付の告知</p> <p>(同左)</p> <p>(納付通知書等の<u>管理担当部門</u>への回付)</p> <p>39. 「納税通知決議書」により決裁を了したときは、直ちに納付通知書等を<u>管理担当部門</u>へ回付する。</p> <p>なお、第二次納税義務者について繰上請求をするときは、直接徴収担当部門において納付通知書の交付送達を考慮するものとする。</p> <p>(納付通知決議書の整理)</p> <p>40. <u>管理担当部門</u>において所要の整理を了した場合には、納付通知決議書を徴収担当部門に返付することになっているが(昭和35.2.6付徴管2-12ほか8課共同『<u>国税徴収法</u>』の改正にともなう<u>管理事務の処理要領</u>の制定について)通達の別冊以下「<u>管理事務の処理要領</u>」という。第八の二の2)、この返付を受けたときは、主たる納税者の滞納処分票等その関係書類の次に編てつしておくものとする。</p> <p>(納付通知書による告知をした後に成立要件となった事実に変更があった場合の処理)</p> <p>41. (同左)</p> <p>(「徴収しようとする金額」に変更を生じた場合の処理)</p> <p>42. 納付通知書による告知をした後に、「徴収しようとする金額」に変更を生じた場合には、次により処理するものとする。</p> <p>(1) 税額を減少させる更正等又は主たる納税者による納付等、第二次納税義</p>

改正後	改正前
<p>務者の履行以外の事由により主たる納税者の国税が減少した場合には、徴収上支障のない限り第二次納税義務者及び徴収法第32条第1項後段《第二次納税義務の通則》に規定する税務署長に対し、「第二次納税義務額の消滅通知書」(第3号様式)によりその旨の通知をする。ただし、当該税務署長に対する通知は、原則として、第二次納税義務額の全額が消滅したとき(第二次納税義務者が納付したときを含む。)に限り行うものとする。</p> <p>(注) 「主たる納税者の国税が減少した場合」とは、それが滞納国税の全部であると一部であるとを問わないことに留意する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>務者の履行以外の事由により主たる納税者の国税が減少した場合には、徴収上支障のない限り第二次納税義務者及び徴収法第32条第1項後段《第二次納税義務の通則》に規定する税務署長に対し、「第二次納税義務額の消滅通知書」(第3号様式)によりその旨の通知をする。ただし、当該税務署長に対する通知は、原則として、第二次納税義務額の全額が消滅したとき(第二次納税義務者が納付したときを含む。)に限り行うものとする。<u>(管理事務の処理要領第八の二の3の(注)(一))</u>。</p> <p>(注) 「主たる納税者の国税が減少した場合」とは、それが滞納国税の全部であると一部であるとを問わないことに留意する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第2節 督促</p> <p>(納付催告書による督促)</p> <p>43. 第二次納税義務者が、第二次納税義務に係る国税を納付通知書に記載した納付の期限まで完納しない場合には、繰上請求をするときを除き、納付の期限から20日以内に「納付催告書」(第5号様式)によりその納付を督促しなければならない(徴収法32条2項)。</p> <p>なお、主たる納税者の国税について納税の猶予をしている場合等、第二次納税義務者に対する納付催告書による督促の制限がされる場合があることに留意する(4.5参照)。</p> <p>(注) 納付催告書の作成及び送達は、<u>管理運営担当部門</u>において行うものであることに留意する。<u>(管理運営事務提要(事務手続篇)第4編第5章第6節第4の5の(3))</u>。</p> <p style="text-align: center;">第3節 繰上請求</p>	<p style="text-align: center;">第2節 督促</p> <p>(納付催告書による督促)</p> <p>43. 第二次納税義務者が、第二次納税義務に係る国税を納付通知書に記載した納付の期限まで完納しない場合には、繰上請求をするときを除き、納付の期限から20日以内に「納付催告書」(第5号様式)によりその納付を督促しなければならない(徴収法32条2項)。</p> <p>なお、主たる納税者の国税について納税の猶予をしている場合等、第二次納税義務者に対する納付催告書による督促の制限がされる場合があることに留意する(4.5参照)。</p> <p>(注) 納付催告書の作成及び送達は、<u>管理担当部門</u>において行うものであることに留意する。<u>(管理事務の処理要領第八の三)</u>。</p> <p style="text-align: center;">第3節 繰上請求</p>

改正後	改正前
<p>(第二次納税義務者に対する繰上請求)</p> <p>44. 納付通知書による告知を受けた第二次納税義務者が繰上請求（通則法 38 条 1 項）の事由に該当するときは、納付通知書に記載した納付の期限を繰上げることができる（徴収法 32 条 3 項、通則法 38 条 1 項）。この場合において繰上請求書は、徴収担当部門において作成し、原則として、交付送達の方法により送達するものとする。</p> <p>なお、この場合においては、繰上請求に係る決議書を、<u>管理運営担当部門</u>に回付する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(繰上請求書の作成に当たりの留意事項)</p> <p>45. (省略)</p>	<p>(第二次納税義務者に対する繰上請求)</p> <p>44. 納付通知書による告知を受けた第二次納税義務者が繰上請求（通則法 38 条 1 項）の事由に該当するときは、納付通知書に記載した納付の期限を繰上げるすることができる（徴収法 32 条 3 項、通則法 38 条 1 項）。この場合において繰上請求書は、徴収担当部門において作成し、原則として、交付送達の方法により送達するものとする。</p> <p>なお、この場合においては、繰上請求に係る決議書を、<u>管理担当部門</u>に回付する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(繰上請求書の作成に当たりの留意事項)</p> <p>45. (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 節 滞納処分票の整理</p> <p>(滞納処分票の編てつ及び整理)</p> <p>46. <u>第二次納税義務者の滞納処分票は、次により処理する。</u></p> <p>(1) 滞納処分票は、原則として主たる納税者の滞納処分票等その関係書類の次に、納付通知決議書・第二次納税義務者の滞納処分票・同滞納処分関係書類の順序で、主たる納税者のものと区分して編てつする。</p> <p>(2) 第二次納税義務者が納付した場合には、主たる納税者及び第二次納税義務者の双方の滞納処分票に、年度、税目、納期ごとの納付額を記載する。この場合においては、双方の滞納処分票に記載した納付額の頭部に「二次」と記載しておく。</p> <p>(3) 第二次納税義務者の滞納処分票次葉等に記載した事項のうち、主たる納税者にとり重要と認められるものは、主たる納税者の滞納処分票次葉等にも簡記する。また、上記と逆の場合にも同様の処理をする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 滞納処分票の整理</p> <p>(滞納処分票の編てつ及び整理)</p> <p>46. <u>管理担当部門から、第二次納税義務者の滞納処分票の回付を受けたときは、次により処理する。</u></p> <p>(1) <u>回付を受けた滞納処分票</u>は、原則として主たる納税者の滞納処分票等その関係書類の次に、納付通知決議書・第二次納税義務者の滞納処分票・同滞納処分関係書類の順序で、主たる納税者のものと区分して編てつする。</p> <p>(2) 第二次納税義務者が納付した場合には、主たる納税者及び第二次納税義務者の双方の滞納処分票に、年度、税目、納期ごとの納付額を記載する。この場合においては、双方の滞納処分票に記載した納付額の頭部に「二次」と記載しておく。</p> <p>(3) 第二次納税義務者の滞納処分票次葉等に記載した事項のうち、主たる納税者にとり重要と認められるものは、主たる納税者の滞納処分票次葉等にも簡記する。また、上記と逆の場合にも同様の処理をする。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 第二次納税義務者のみについて滞納処分の停止をした場合及び第二次納税義務のみが消滅した場合には、滞納処分票を分割し、主たる納税者の滞納処分票にその旨朱書しておく。</p> <p style="text-align: center;">第5節 納税の猶予等 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 第二次納税義務者に対する滞納処分 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 第二次納税義務の履行があった場合 (第二次納税義務の履行があった場合の管理運営担当部門への連絡等)</p> <p>50. 次に掲げる事由に該当する場合には、速やかに納付通知決議書の余白に「限度額までの履行があった」旨を記載して決裁を受けると共に、<u>管理運営担当部門</u>へ適宜の方法によりその旨の連絡をする。この場合においては、主たる納税者に対し、適宜の方法によりその旨の通知をするものとして取扱う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(第二次納税義務の履行に伴う差押えの解除)</p> <p>51. (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2編 各則 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3編 様式及び調理要領 (省略)</p>	<p>(4) 第二次納税義務者のみについて滞納処分の停止をした場合及び第二次納税義務のみが消滅した場合には、滞納処分票を分割し、主たる納税者の滞納処分票にその旨朱書しておく。</p> <p style="text-align: center;">第5節 納税の猶予等 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第6節 第二次納税義務者に対する滞納処分 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第7節 第二次納税義務の履行があった場合 (第二次納税義務の履行があった場合の管理担当部門への連絡等)</p> <p>50. 次に掲げる事由に該当する場合には、速やかに納付通知決議書の余白に「限度額までの履行があった」旨を記載して決裁を受けると共に、<u>管理担当部門</u>へ適宜の方法によりその旨の連絡をする。この場合においては、主たる納税者に対し、適宜の方法によりその旨の通知をするものとして取扱う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(第二次納税義務の履行に伴う差押えの解除)</p> <p>51. (同左)</p> <p style="text-align: center;">第2編 各則 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第3編 様式及び調理要領 (同左)</p>

改正後

第4号様式の4

発議	...	決裁	...	官印	納付通知決議書				
署長	副署長	統括官又は特官		担当者	昭和 年 月 日				
					下記のとおり第二次納税義務者から徴収することとし、それぞれ通知したい。				
送達する書類の名称		送達先	発送年月日	文書番号	管理運営 担当部門整理欄				
納付通知書		第二次納税義務者	年 月 日						
第二次納税義務者の通知書		税務署長	年 月 日						
納付通知書を送した旨の通知書		納税者	年 月 日						
第二次納税義務者	住(居)所			氏名又は名称					
納税者	住(居)所			氏名又は名称					
省略 (納付通知書と同じ)					(参考事項)				

(納付通知決議書用)

(省略)

改正前

第4号様式の4

発議	...	決裁	...	官印	納付通知決議書				
署長	副署長	統括官又は特官		担当者	昭和 年 月 日				
					下記のとおり第二次納税義務者から徴収することとし、それぞれ通知したい。				
送達する書類の名称		送達先	発送年月日	文書番号	管理担当部門整理欄				
納付通知書		第二次納税義務者	年 月 日						
第二次納税義務者の通知書		税務署長	年 月 日						
納付通知書を送した旨の通知書		納税者	年 月 日						
第二次納税義務者	住(居)所			氏名又は名称					
納税者	住(居)所			氏名又は名称					
省略 (納付通知書と同じ)					(参考事項)				

(納付通知決議書用)

(同左)